

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社C工場（以下「事業場」という。）において、菓子等の製造業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場の商品包装ラインにおいて作業をしていたところ、同僚から腰部背面を強く押されたため、負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「第4腰椎右横突起骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人の本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、要旨、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、請求人が不良品が出た際の対応に係るEの申出を断ったことから、Eが、請求人を面罵、痛罵し続け、突然、請求人の背中を〇～〇回強く押したため、受傷したと主張している。一方、Eは、要旨、狭い場所にて前後を交代したが、その際に、仮に身体が触れることがあったとしても、骨折をさせるような行為は一切しておらず、請求人も作業を続け、騒ぐ様子は全くなかったと述べている。

この点、監督署長は、当日の監視カメラの映像を解析し、Eが請求人の腰部を強打して、請求人の身体が回旋したり、よろけたりする様子は認められず、Eが請求人の背中を押すような動作も確認できないとしている。また、審査官も、決定書理由に説示するとおり、同映像から両名の様子を確認するも、請求人が押された様子や体幹がぶれた様子を確認できないとしている。さらに、請求人は、本件災害発生当日は通常どおり作業を続けており、その場にいた〇人ほどの社員やパート労働者に対して何らかの訴えをしたとの事実も認められない。

- (2) 請求人の本件傷病について、F医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署（以下「監督署」という。）受付の意見書において、要旨、X線及びMRI画像により、第4腰椎右横突起に骨折線様の所見を認めたが、受傷原因や時期は明らかではないとの意見を述べ、また、G医師も、同年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、受傷原因や時期は明らかではなく、軽微な接触での骨折は発生しにくいとの意見を述べている。さらに、H医師は、同年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月〇日以前における腰椎椎間板ヘルニアの治療中、常に左右腰部のL4付近に痛みを訴えていたと述べている。

- (3) 上記(1)及び(2)より、請求人が主張する本件災害が発生したという事実自体に疑念が生じるところであり、医学的にも、請求人の本件傷病の症状が

出現した時期が特定できないものであることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件傷病と請求人が主張する本件災害との間に相当因果関係があるとはいえず、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。